

旭川市消費者被害防止

ネットワークニュース No.11



旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

令和2年度、旭川市消費生活センターには2,789件の相談が寄せられました。件数は前年度より53件減少しました。相談内容で目立ったものとして、詐欺的なサクラサイトや副業サイト、お試し価格だと思って購入したら定期購入だったというトラブルの相談等が挙げられます。

会員各位の御協力に感謝申し上げますとともに、引き続き消費生活に関してお困りの方がいた場合や高齢者宅等で大量の未開封商品、不審な請求書・領収書などに気付いたときは、消費生活センターへの情報提供や相談を勧めていただきますようお願いいたします。

販売・購入形態		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問販売	家庭訪販	180	184	161	155	117
	SF商法	2	0	0	0	1
	アポイントメントセールス	7	2	0	1	2
	キャッチセールス	1	0	1	0	0
	上記以外	24	37	37	21	33
	計	214	223	199	177	153
通信販売		839	833	747	835	1085
連鎖販売		33	53	23	26	20
電話勧誘販売		130	149	189	282	170
ネガティブオプション		7	4	4	6	16
訪問購入		45	40	31	23	34
その他無店舗		38	31	20	28	23
店舗販売		656	566	570	553	503
不明・無関係		556	995	966	912	785
総件数		2,518	2,894	2,749	2,842	2,789
多重債務		56	69	63	52	45

※件数は若干増減することがあります。

旭川市キャラクター

ゆっきりん



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時



インターネットトラブル

インターネットは現代の暮らしに欠かせないものとなっていますが、インターネットに関する消費者トラブルは後を絶ちません。相手の顔が見えないインターネットは危険がいっぱいです。高齢者の被害も増えていますので、十分に注意しましょう。

通販トラブル

- 便利なインターネット通販ですが、「粗雑な作りのニセモノが届いた」「商品が届かない」「1回の注文のはずが定期購入だった」などのトラブルにあう危険性があります。返品や解約をしようにも、事業者と連絡がとれない事例が多くあります。購入前に、事業者の所在地や連絡先、返品条件、利用規約等をしっかりと確認することが大切です。

あやしい副業サイト

- ウェブサイトの広告やSNSメッセージで、「誰でも簡単に稼げます」「1日5分で●万円」「今ならアプリが無料」などとうたい、情報商材の購入を勧誘します。申し込んだら、高額な契約を勧められ、様々な名目でお金を要求されることになり、説明通りの収入は得られません。うまい儲け話には決して騙されないでください。

ゲームの高額課金

- 子供がオンラインゲームで高額な課金をしていたという相談が寄せられています。保護者がスマホに登録したクレジットカードの情報が有効になっていたり、携帯電話のキャリア決済で簡単に課金してしまうケースがあります。クレジットカードの情報やキャリア決済の暗証番号等はしっかりと管理しましょう。また、ゲームの仕組みを理解し、遊び方やルールを子供と決めておくことが大切です。

出会い系サイト

- 出会い系サイトに登録後、メールのやりとりのために高額なポイントを購入するよう誘導されるという相談が寄せられています。すぐにポイントを購入せずに、消費生活センターにご相談ください。

～迷惑メールの対処法～

- ★迷惑メールや添付ファイルは開かない！URLをタップしない！
 - ★個人情報を入力しない！
 - ★迷惑メールフィルターを設定しましょう。
- ※携帯電話事業者やプロバイダの多くはフィルタリングサービスを提供しています。設定方法等は各事業者にお問合せ下さい。



消費者出前講座

旭川市内の町内会・サークル・学校等へ消費者協会講師が出向き、悪質商法の事例や未然防止策等を説明します。まずは1か月前までにご連絡ください。

詳細・申込みは、一般社団法人 旭川消費者協会

☎0166-26-2514（平日9時～17時）